

京都市上下水道局告示第14号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

令和4年6月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市上京区烏丸通鞍馬口下る東入上御霊中町452番地3

株式会社東海工業所

代表取締役 東海 孝雄

(2) 指定期間

令和4年6月2日から令和6年3月31日

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都市上京区烏丸通鞍馬口下る東入上御霊中町452番地の3

東海工業所

東海 忠三

(2) 廃止届出年月日

令和4年5月11日

(上下水道局下水道部管理課)